

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C課において生産管理業務に従事し、○年○月○日、子会社であるD会社に出向し、梱包業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、E医療機関に受診し「適応障害」と診断された。請求人によると、特定の上司によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）などが原因であるという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人は〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病しているが、同年〇月頃には症状が安定していることから寛解し、その後、〇年〇月頃に、新たに「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断する。
- (2) 請求人は、〇年〇月〇日からの休業補償給付を請求していることから、当審査会においては、〇年〇月頃に新たに発病した本件疾病について、その業務起因性を検討することとする。
- (3) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (4) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①上司から食事やトイレの回数が多いと言われたこと、②伝票の取り扱いに関して同僚とトラブルがあったことを主張している。
- ア ①の出来事について、請求人は、Fからの伝言として、Gから「食堂を使ったら、クビにしてみよう。食事やトイレの回数が多い。」と言われた旨主張する。
- この点、Gは、「『クビにする。』という話はしていない。」と述べることから、同発言の有無は定かでない上、「請求人はスーパーの袋を持って食堂と職場を1日に何回も往復し見栄えがよくないことから、請求人と対応を相談した。」と述べており、同出来事を、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみ

ても、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、「業務指導の範囲内である指導を受けた」ものと認められることから、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、同僚からの責任転換や理不尽な扱いである旨を主張する。

この点、Gは、要旨、「請求人は同僚等と仕事のやり方で衝突することが何回もあり、同僚から『請求人が聞く耳を持たない』と相談されることがよくあった。」と述べており、同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみても、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、業務をめぐる考え方に同僚と相違が生じたにすぎないものであるから、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 上記のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が2つであるから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。